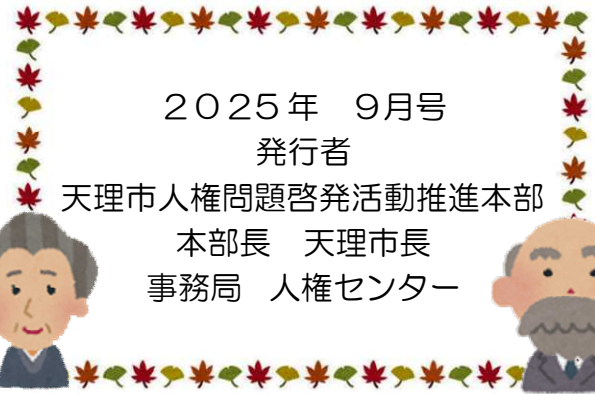




2025年 9月号

発行者

天理市人権問題啓発活動推進本部

本部長 天理市長

事務局 人権センター

高齢者の人権

日本の総人口は約1億2,330万人(2025年7月1日現在)、65歳以上の人口は3,618万人となり、総人口に占める割合(高齢化率)も29.3%となっています。前回統計から0.2%の増となっており、65歳以上人口を15歳から64歳で支える割合は年々減少しています。約3人に1人が65歳以上、約6人に1人が75歳以上となっています。



このように一層の高齢化が進む中で、高齢者の人権が深刻な問題となっています。高齢者の人権侵害に関して次のようなものが挙げられます。

【高齢者虐待】

身体的虐待(例 殴る・蹴る・強要・拘束 等)

心理的虐待(例 怒鳴る・無視する・恥をかかせる 等)

養護の放棄(例 食事を与えない・介護サービスを受けさせない 等)

性的虐待(例 わいせつな行為をする・わいせつな行為をさせる 等)

経済的虐待(例 年金などの無断使用・資産の無断売却 等) など

【就職差別】

年齢を理由に就職や昇進の機会が奪われること。

【詐欺や悪徳商法】

高齢者を狙った詐欺や悪質な訪問販売などの被害に遭うこと。



【孤立】

家族や地域社会から孤立し、孤独死等のリスクが高まること。



こうした高齢者の人権を守り、虐待防止や早期発見、早期対応を目的として、「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が平成18(2006)年4月1日から施行され、以下のような体制が整えられました。

【相談窓口】

法務局の人権相談や、各自治体の相談窓口が利用できます。

【地域包括支援センター】

高齢者の総合的な相談や虐待の防止・早期発見を支援しています。

【成年後見人制度】

高齢者の財産管理や身上監護をサポートする制度です。

【地域社会での関わり】

高齢者との交流や、見守り活動を通じて孤立を防ぐことが重要です。

いずれ自分も年齢を重ね高齢者になると思うと、高齢者を守るということとは将来の自分たちを守ることに繋がっていきます。困っている人には声をかけ、誰もが生きていきやすい世の中を目指すきっかけにしてみませんか。



てんいち先生

